

# 補助メニュー一覧

## ④薪ストーブの設置（個人又は事業者向け） 対象経費の2分の1を補助（上限10万円）

### 【対象経費】

薪ストーブ本体、煙突、付属品の購入費とそれらの取付工事費、煙突窓の加工費（ペレットストーブは対象外）

### 【条件】

- ①本市内の住宅で申請者自らが居住する住宅、又は本市内の事業所に設置
- ②薪、端材等を燃料とし、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するストーブで、暖房に使用
- ③未使用品の購入を伴う
- ④長岡京市森林組合が販売する薪を使用する（ただし、当該薪の販売が行われていないときはこの限りではない）
- ⑤補助対象経費に係る支払い手続きが完了している
- ⑥設置工事完了後4カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）



## ⑤住宅窓の断熱改修（個人向け） 対象経費の10分の1を補助（上限5万円）

### 【対象経費】

ガラス・窓及びそれと不可分な部材の製品に係る費用とそれらの交換・取付工事費

### 【条件】

- ①本市内の住宅で申請者自らが居住する住宅の窓の断熱改修工事
- ②本市内の業者に発注する工事
- ③既存のガラス・窓を交換又は既存の窓の内外に二重窓を新設する工事で、熱貫流率が4.65W/m<sup>2</sup>・K以下の製品を使う工事
- ④補助対象経費に係る支払い手続きが完了している
- ⑤改修工事完了後4カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）



## ⑥太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置（個人向け）

以下のⅠ～Ⅲの合計（ただし対象経費の2分の1以内）

Ⅰ基本額1万円 Ⅱ太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり1万円(千円未満切捨、上限4万円)

Ⅲ蓄電池容量1kWh当たり1万5千円(千円未満切捨、上限9万円) > (Ⅰ～Ⅲの合計で上限14万円)

### 【対象経費】

太陽光発電設備、蓄電設備、付属品の購入費とそれらの取付工事費（HEMSや給湯設備は対象外）

### 【条件】

#### 太陽光発電設備

- ①本市内の住宅で申請者自らが居住する住宅、又は当該住宅と同一場所に設置
- ②①の住宅に電力を供給するため、太陽光を利用して発電を行う設備で、太陽電池出力（日本産業規格又はIEC規格等の国際規格に基づいて算出された太陽電池モジュールの最大出力の合計値をいう）が2kW以上10kW未満
- ③電気事業者の配電線と逆流ありで連系するもの（ただし、余剰売電を条件とするものであり、全量売電は不可）
- ④電気事業者との電力受給を開始しており、その開始日から6カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）

#### 蓄電設備

- ①本市内の住宅で申請者自らが居住する住宅に設置
- ②日本産業規格若しくは（一社）電池工業会規格に準拠しているもの、又は第三者認証機関により認証されたもので、蓄電容量の合計が1kWh以上
- ③太陽光発電設備により発電する電力を充放電できるよう、太陽光発電設備と連系している

#### 共通

- ①未使用品の購入を伴う
- ②補助対象経費に係る支払い手続きが完了している



## ⑦次世代自動車の導入（個人又は事業者向け） 定額10万円を補助

### 【対象経費】

車両の購入費又はリース料（リース料は事業者の場合に限る）

### 【条件】

- ①国内で販売される国産の4輪車両のうち電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれか（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は外部から充電できる車種を指します。）
- ②「自動車検査証」上の「使用の本拠の位置」が本市内であり、「使用者」が申請者と同一
- ③補助対象経費に係る支払い手続きが完了している
- ④（申請者が個人の場合）リース車両又は個人間の売買で取得した車両でない
- ⑤（申請者が個人の場合）（一社）次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付決定を受けた車両であり、交付決定後4カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）
- ⑥（申請者が事業者の場合）車両の初登録年月から4カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）
- ⑦（申請者が事業者でリースの場合）リース期間が11カ月以上



## ⑧家庭用燃料電池システムの設置（個人向け） 定額5万円を補助

### 【対象経費】

家庭用燃料電池システム本体、配管、付属品の購入費とそれらの取付工事費

### 【条件】

- ①本市内の住宅で申請者自らが居住する住宅に設置
- ②本市内の業者に発注する工事
- ③未使用品の購入を伴う
- ④停電時自立発電機能付きの機種
- ⑤補助対象経費に係る支払い手続きが完了している
- ⑥設置工事完了後4カ月以内に申請を行う（ただし、表紙の申請期限まで）



### ◆◆注意点◆◆

※補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付を受けた設備等を、半対面「ご提出いただく書類」表左列に記載の期間、処分することなく、適切に管理しなければなりません。

※補助金の計算は千円未満切捨です。計算結果が1万円未満の場合は、補助金を交付しません。

※申請は、一つの補助対象事業につき1申請者1回限りであり、過去に同補助金の交付を受けた者は、同じ補助対象事業に対して補助を受けることはできません。

※「薪ストーブの設置」「住宅窓の断熱改修」「太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置」「家庭用燃料電池システムの設置」については、一つの補助対象事業につき、同一住所（所在地）1回限りの補助金交付申請とします。過去に同補助金の交付を受けた住所（所在地）においては、同じ補助対象事業に対して補助を受けることはできません。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。予算上限に達した段階で、申請期限前であっても受付は終了となります。



## ■ご提出いただく書類

補助対象事業	共通書類	個別書類
薪ストーブの設置 処分制限期間：4年 <b>(A)</b>	①長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ②補助金交付申請にあたっての確認書（様式第2号） ③市税納付状況及び住民基本台帳の情報の照会に関する同意書（様式第3号） ④委任状（代理申請の場合） ⑤その他市長が必要と認める書類（別途提出を求められた場合）	⑥誓約書（様式第4号） ⑦工事完了報告書（様式第5号） ⑧部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの ⑨設置後の薪ストーブのカラー写真 ⑩設置した薪ストーブの製品カタログ、仕様書等 ⑪補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） ⑫補助対象経費の額が確認できる書類として、⑪に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し） ⑬（事業者が事業所に薪ストーブを設置する場合）事業所の所在地が確認できる書類
住宅窓の断熱改修 処分制限期間なし <b>(B)</b>		⑥工事完了報告書（様式第5号） ⑦部屋の間取り図に施工箇所を明示したもの ⑧施工箇所全ての工事後のカラー写真 ⑨施工した製品（ガラス、窓）の熱貫流率が確認できる製品カタログ、仕様書等 ⑩補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） ⑪補助対象経費の額が確認できる書類として、⑩に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し）
太陽光発電設備と蓄電設備の同時設置 処分制限期間：4年 <b>(C)</b>		⑥別に定める電気事業者との電力受給契約が確認できる書類 ⑦太陽電池モジュールの配置図面 ⑧設置した太陽光パネル、蓄電池のカラー写真 ⑨太陽電池モジュールの製造業者又は販売業者等が作成する出力対比表（設置する太陽電池モジュールの合計出力及び個々のモジュールの製造業者、型式並びに出力を記載したもの） ⑩蓄電池の製品カタログ、仕様書等（蓄電容量を記載したもの） ⑪補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） ⑫補助対象経費の額が確認できる書類として、⑪に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し）
次世代自動車の導入 処分制限期間：4年（注） <b>(D)</b>		⑥自動車検査証の写し ⑦申請の対象となる車両の車庫の位置が分かる住宅地図（集合駐車場の場合は区画番号を記入） ⑧導入した車両のカラー写真（プレートナンバーが確認できること） ⑨導入した車両の製品カタログ、仕様書等 ⑩補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン・リース契約書等の写し） ⑪支払いの対象となった車両の名称が確認できる書類（注文書、売買契約書等の写し） ⑫（申請者が個人の場合）（一社）次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に係る交付決定通知書の写し ⑬（申請者が事業者の場合）事業所の所在地が確認できる書類
家庭用燃料電池システムの設置 処分制限期間：4年 <b>(E)</b>		⑥工事完了報告書（様式第5号） ⑦住宅の敷地図に施工箇所を明示したもの ⑧設置後の家庭用燃料電池システムのカラー写真 ⑨設置した家庭用燃料電池システムの製品カタログ、仕様書等 ⑩補助対象経費の支払い手続きが完了していることが確認できる書類（領収書、銀行等の振込依頼書、ローン契約書等の写し） ⑪補助対象経費の額が確認できる書類として、⑩に記載の支払い額の内訳を明示したもの（契約額明細書、見積書等の写し）

（注）事業者でリースの場合については、処分の制限期間は設けていません。



電気自動車の導入やエネファームの設置も対象！

# 長岡京市 COOL CHOICE 実践補助金

（令和6年4月1日版）

地球温暖化防止のため、温暖化対策と暮らしやすさを両立する賢い選択「COOL CHOICE」の実践に対して、その実際に要した経費の一部を補助します。中面の各補助メニュー、条件の全てを満たす事業が対象です。

### ■申請できる人

市民でかつ、市税の滞納がなく、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者 ※中面の補助メニュー④及び⑤については、市内に事業所を有する事業者でも可（それ以外は個人のみ）

### ■申請受付期限

中面の補助メニュー④～⑤いずれも令和7年3月14日（金）までに下記必着で提出してください（郵送可）。申請様式は、下記か、市ホームページ（サイト内検索で「COOL CHOICE 実践補助金」と検索）からもダウンロードしていただけます。



当該補助金の市ホームページのQRコード

後日、補助対象設備等の利用状況の資料提供などを依頼する場合がありますが、ご協力願います。



お問い合わせ・申請先 〒617-8501 長岡京市役所 環境経済部 環境政策室  
脱炭素・環境政策担当 電話：075-955-9542 FAX：075-951-5410